

平成23年7月19日

第2301号

毎週火・金曜日発行

## 秋田県公報



## ■ 目 次 ■

## 告 示

- 生活保護法による指定医療機関の事業の廃止（326・福祉政策課）…………… 1
- 生活保護法による医療機関の指定（327・福祉政策課）…………… 1
- 生活保護法による施術者の指定（328・福祉政策課）…………… 1
- 道路の供用開始（329・雄勝地域振興局建設部）…………… 2

## 公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請（地域活力創造課）…………… 2
- 県有財産の売払いに係る一般競争入札の実施（財産活用課）…………… 2

## 告 示

## 秋田県告示第326号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定に基づき、告示する。

平成23年7月19日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	廃止年月日
藤島医院	藤島 鉄男	仙北郡美郷町土崎字上野乙111-2	平成23年6月30日
たかはし歯科医院	高橋 由紀夫	仙北郡美郷町境田字下八百刈218	平成23年5月31日

## 秋田県告示第327号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定に基づき、告示する。

平成23年7月19日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
たかはし歯科医院	鈴木 康昭	仙北郡美郷町境田字下八百刈218	歯科、小児 歯科、歯科 口腔外科	平成23年6月1日

## 秋田県告示第328号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定に基づき、告示する。

平成23年7月19日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

氏 名	住 所	施術所の名称	施術所の所在地	業務の種類	指定年月日
豊田 竜明	鹿角市花輪字天王平71番地	整骨院なごみ	鹿角市十和田毛馬内字毛馬内122-1	柔道整復	平成23年6月14日

## 秋田県告示第329号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成23年7月19日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 1 供用開始の区間

道路の種類	路 線 名	区 間
県 道	下開清水線	雄勝郡羽後町字大久保521番2から218番2まで

## 2 供用開始の期日 平成23年7月19日

## 3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 雄勝地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成23年7月19日から同年8月1日まで

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、公告する。

平成23年7月19日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 1 申請のあった年月日

平成23年6月14日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 花岡平和記念会

## 3 代表者の氏名

川 田 繁 幸

## 4 主たる事務所の所在地

秋田県大館市

## 5 定款に記載された目的

この法人は、第2次世界大戦中にひき起こされた中国人強制連行による「花岡事件」とおして、加害の地である大館の市民が、この事件を風化させることなく、この地に在住する人々が自ら積極的に平和を希求し、それを具現化する「花岡記念館」を建設し、そこでの活動を基調として日中の平和と交流に寄与することを目的とする。

## 6 定款の変更内容

議事録

県有財産の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

平成23年7月19日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 1 入札に付する物件の所在地、面積等

番号	所 在 地	地目等	面 積 (㎡)	予定価格 (円)
1	横手市婦気大堤字下久保116番	宅地	1,165.72	11,475,000
2	大仙市大曲戸巻町81番3	宅地	1,030.84	11,948,000

## 2 契約条項を示す場所並びに入札参加申込書の交付の場所及び期間

番号	場 所	期 間
1	平鹿地域振興局総務企画部 総務経理課総務班（電話0182-32-1294） 〒013-8502 横手市旭川一丁目3番41号	平成23年7月19日（火）から同年8月23日（火）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
2	仙北地域振興局総務企画部 総務経理課総務班（電話0187-63-5223） 〒014-0062 大仙市大曲上栄町13番62号	平成23年7月19日（火）から同年8月24日（水）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

## 3 入札執行の場所及び日時

番号	場 所	日 時
1	平鹿地域振興局庁舎第1会議室	平成23年8月24日（水）午前10時30分
2	仙北地域振興局庁舎第2会議室	平成23年8月25日（木）午前10時30分

## 4 入札に参加する者に必要な資格

入札参加申込書を2に掲げる期間内に2に掲げる場所に提出した者（地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者を除く。）

## 5 入札参加申込みに必要な書類等

- (1) 個人の場合  
住民票の写し及び身分証明書（本籍地の市町村長が発行するもの）
- (2) 法人の場合  
法人の登記事項証明書

## 6 入札保証金に関する事項

入札保証金は、入札金額の100分の5以上とし、現金又は銀行の支払保証をなした持参人払小切手をもって入札時に納入するものとする。

## 7 入札の無効

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第166条に規定するところによる。

なお、郵便による入札書の提出は、認めない。

## 8 予定価格

秋田県財務規則附則第7項の規定に基づき普通財産等の売払契約に係る入札執行前の予定価格の公表に関する事務取扱要領により公表する。

## 9 その他

詳細に関しては、出納局財産活用課（電話018-860-2735）に照会のこと。

発行者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月3,675円(税込み)	
印刷所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL <a href="http://www.matsubarainsatsu.co.jp/">http://www.matsubarainsatsu.co.jp/</a>
印刷者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号